

市議会のしおり

令和7年度版



令和 7 年 7 月発行
藤沢市議会議会局
電 話 50-3566
FAX 24-0123

ホームページアドレス <http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

藤沢市議会議会局

==== もくじ =====

市議会の役割	2
市議会のしくみ	4
市議会の仕事	8
市議会のあらまし	12
みなさんと市議会	21
藤沢市議会議員	22
議会改革の取組	27
市民に開かれた市議会	28

市議会の役割

市議会

都道府県や市町村を地方公共団体といいます。地方自治とは「その地域の住民が、その地域の行政を自分たちで考え、自分たちの手で処理していく」ことです。しかし、住民全員が集まって行うことは困難ですので代表者を選びます。この代表者が集まって住民の意思を決定する機関が議会です。議会は憲法第93条に設置することが定められており、その具体的な事項は地方自治法で定められています。

藤沢市議会は、44万人の市民にかわって、それぞれの要望や意見を市政に反映させていく使命を背負っている、と言えます。



議 場

市議会の役割

市議会と市長

市議会は条例の制定や予算の決定など、市政を進める上で大切なことを決める議決機関です。その決定に基づいて、実際に事業を行っていくのは市長（執行機関）です。

市議会と市長は、対等の立場に立ち、考えを出し合いながら市民生活の向上に努めています。



市長の答弁

市議会のしくみ

市議会議員

選挙によって市民から選ばれた「市民の代表者」が市議会議員です。市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人ならだれでも市議会議員に立候補できます。

地方自治法では、議員の任期を4年とし、議員定数や議員報酬については条例で定めるとしています。藤沢市は、この定数を36人とし、報酬は議長69万円、副議長61万円、議員56万5千円（いずれも月額）と定めています。



投票風景



開票風景

議席

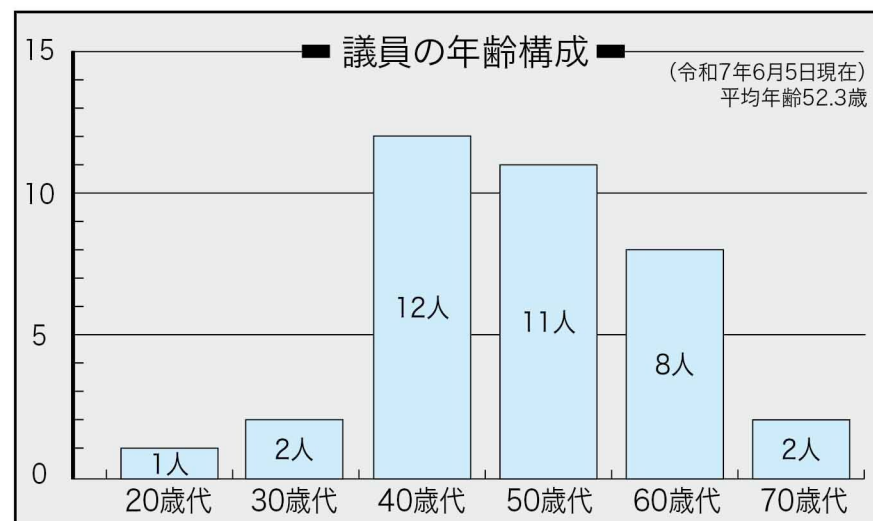
(令和7年6月5日現在)
※数字は議席番号

理事者
理事者
理事者
理事者・市長

議長 議会局長
演壇
速記者
質問席

事務局
理事者
理事者
理事者

9 佐賀	8 桜井	7 西	6 石井	5 小池	4 原田	3 加藤	2 味村	1 土屋
18 井上	17 山口	16 石川	15 松長	14 栗原	13 町田	12 柳沢	11 大矢	10 竹村
27 平川	26 今井	25 松尾	24 西川	23 吉松	22 佐野	21 須田	20 安田	19 柳田
36 塚本	35 東木	34 森井	33 甘粕	32 有賀	31 友田	30 安藤	29 谷津	28 神尾



議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙により選ばれます。議長は議会の代表者として会議を円滑に進めるとともに、議会の事務についての監督なども行います。また、市議会を代表していろいろな会議に出席したり、市長や近隣市議会など他の機関と協議することなども大切な役目です。

副議長は、議長を助け、議長が欠けたときや病気や出張などで不在のときに議長のかわりを務めます。



議長
山口 政 哉



副議長
安藤 好 幸

会 派

市政に対して同じような考え方や意見を持った議員は、グループをつくって活動しています。このグループのことを「会派」といいます。

藤沢市議会には現在7つの会派があります。

会派一覧

多数会派順（令和7年6月5日現在）

市民クラブ藤沢 ……………（11人）

民主クラブ ……………（8人）

湘風維新無所属の会 ……………（6人）

藤沢市公明党 ……………（5人）

日本共産党藤沢市議会議員団 ………（4人）

アクティブ藤沢 ……………（1人）

無所属藤沢 ……………（1人）

市議会の仕事

議 決

次のページの一覧表のように、市政を進めていく上で重要な案件については市議会の決定が必要です。つまり、市議会が「藤沢市の意思」を決めているわけです。議会による意思決定を「議決」といいます。

議決する方法（採決）には、起立採決、投票のほか、簡易採決があります。



起立採決

市議会の仕事

市議会のおもな議決事項

- 1 条例を制定または改廃すること。
- 2 予算を決めること。
- 3 決算を認めること。
- 4 市税の賦課徴収または使用料、手数料等の徴収に関すること。
- 5 条例で定める契約の締結や財産の取得または処分をすること。
- 6 副市長、教育長、教育委員、監査委員などの選任に同意すること。
- 7 その他、法律や政令、条例によって定められた市議会の権限に属すること。

請願と陳情の審査

市民だれもが、直接自分の意思を議会に要望する方法として請願と陳情があります。

市議会ではこれらを審査し、議会としての結論を出します。[※]採択した請願は執行機関へ送付し、必要によりその処理の経過及び結果の報告を求めています。また、[※]趣旨了承とした陳情も執行機関へ送付します。

※ 藤沢市議会では、案件を肯定する意思決定のうち、請願については「採択」、陳情については「趣旨了承」という用語を使います。

請願と陳情はいつでも受け付けており、年4回の定例会で審査しています。

また、請願者と陳情者は、希望により委員会において趣旨説明（意見陳述）を行うことができます。

（請願と陳情に関する詳しいことは、議会局が発行する「請願と陳情のしおり」を御覧ください。また、「市議会のホームページ」にも掲載しておりますので御参照ください。）

「請願・陳情の手続」
はこちら
（藤沢市議会HP）



意見書の提出

市民の生活にとって重要なことでも、それが国や県の仕事であるなど、市の力だけでは解決できないことがあります。このようなときに市議会は、国や県その他の関係機関等に対し、議決により「意見書」を提出して解決を求めます。

市政のチェック

市政が正しく執行されているかどうか、市の仕事の状況を聞いたり、問題点を指摘することも市議会の大切な仕事です。

本会議で、議員個人による「一般質問」や会派の代表による「代表質問」を行うこと、また、委員会で報告を受けたり、議案などに対する質疑を行うことなどにより市政をチェックしています。



本会議 一般質問

市議会のあらまし

会議の開催

市議会は毎年 2 月、6 月、9 月、12 月に開かれることになっています。これを「定例会」といいます。1 定例会の[※]会期はおおむね 1 か月間にわたります。

そのほか、必要のあるとき、特定の事件に限ってこれを審議するために招集される会議として「臨時会」があります。

※会期とは議会が会議を行う期間をいいます。1 定例会に本会議は通常 6～10 日開催されます。

本会議と委員会

議員全員が議場に集まって会議を行うのが「本会議」です。

議会の最終的な意思決定は本会議で行われますが、この本会議で議決する前の審査機関として委員会が設けられています。

このような委員会制度をとるのは、市の仕事の範囲が広く、その内容も複雑となっているため、少人数で専門的に審査を行った方が効率も良く、より深く論議できるからです。

市議会のあらまし

議会の進め方

各定例会の初日の本会議で議案の提案説明が行われます。提出された議案の多くは委員会で専門的な審査をします。これを「委員会へ付託する」といいます。

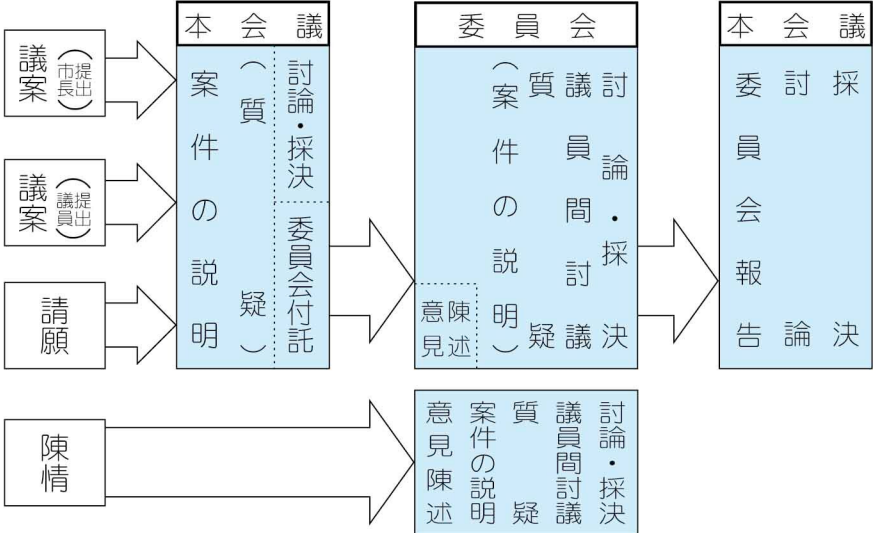
この委員会が終了した後、本会議でその審査経過と結果が報告され、賛成や反対の討論を行った後、採決を行います。

議案とは別に、市政全般について市長の考え方などを問う一般質問や代表質問は会期の半ば、または最後に行われます。



委員会風景

定例会のながれ



会議のおもなルール

会議は一定のルールに従って行われています。ここでは代表的なものを紹介します。

- | | |
|----------|--|
| 定足数の原則 | 議員定数（本会議は36人）の半数以上が出席しないと会議は開けません。 |
| 過半数議決の原則 | 議決するには、会議に出席している議員の半数を超える賛成または反対が必要です。 |
| 一事不再議の原則 | 一度議決したら、同じ案件はその会期中に再び審議できません。 |
| 会議公開の原則 | 特に秘密会の議決をしない限り、会議は公開しなければなりません。 |

委員会

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。常任委員会は5つあり、市の仕事全体を大きく4つに分け、関係する議案や請願・陳情などを審査する委員会のほか、一般会計、特別会計の補正予算を審査する委員会があります。議会運営委員会は議会が公正・円滑に運営されるように話し合いを行い、議長の諮問に応じるほか、関係する議案や請願・陳情などを審査します。また、特別委員会は特定の案件を審査するため、必要に応じて設置されます。

(令和7年6月5日現在)

- | | |
|--|--|
| <div>常任委員会</div> <ul style="list-style-type: none">○総務常任委員会○厚生環境常任委員会○建設経済常任委員会○子ども文教常任委員会○補正予算常任委員会 | <div>特別委員会</div> <ul style="list-style-type: none">○行政改革等特別委員会○災害対策等特別委員会○藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会 <p>このほか、当初予算・決算を審査するため次の委員会を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none">○予算等特別委員会○決算特別委員会 |
|--|--|

- 議会運営委員会
- 議会運営委員会

議会基本条例に基づく委員会

- 広報広聴委員会

常任委員会

◎委員長 ○副委員長
※()内は定数

総務常任委員会 (9人)

- 市政全般の調整、計画策定
- 行政運営(広域行政、ICT活用、都市親善を含む)
- 財政(税、市有財産管理を含む)
- 市民自治、防犯、交通安全、消費者対策
- 広報活動、シティプロモーション
- 消防・災害対策
- 市職員の人事管理
- 他の常任委員会に属さない事項
に関することなど

(補正予算に関する事項を除く)

◎ 松 長 由美絵
○ 西 川 誠 志
味 村 耕太郎
小 池 恵 子
桜 井 直 人
柳 田 あ ゆ
安 藤 好 幸
森 井 健太郎
東 木 久 代

厚生環境常任委員会 (9人)

- 高齢者・障がい者等福祉全般
- 国民健康保険、国民年金、介護保険
- 健康づくり、生活衛生
- 医療対策
- ごみの収集と処理
- 環境施策の推進
- 市民病院の運営
に関することなど

(補正予算に関する事項を除く)

◎ 神 尾 江 里
○ 栗 原 貴 司
加 藤 彩 野
佐 賀 和 樹
安 田 景 輔
吉 松 巳 希
松 尾 宏 之
有 賀 正 義

建設経済常任委員会 (9人)

- 産業・観光・農水産業の振興
 - 労働施策
 - 公園・緑地の整備と保全
 - 道路・下水道の整備と保全
 - 区画整理事業
 - 自転車対策
に関することなど
- (補正予算に関する事項を除く)

◎ 塚 本 昌 紀
○ 石 井 世 悟
大 矢 徹
柳 沢 潤 次
町 田 輝 佳
井 上 裕 介
須 田 一 行
平 川 和 美
甘 粕 和 彦

子ども文教常任委員会 (9人)

- 子育て支援施策全般
 - 学校教育
 - 青少年の健全育成
 - 生涯学習(芸術・文化活動ほか)
 - スポーツ活動の充実
に関することなど
- (補正予算に関する事項を除く)

◎ 佐 野 洋
○ 石 川 麻 央
土 屋 俊 則
原 田 建 智
西 智
竹 村 雅 夫
今 井 みきこ
谷 津 英 美
友 田 宗 也

補正予算常任委員会（11人）

- 補正予算に関すること

◎ 桜井直人
○ 谷津英美
柳沢潤次
松長由美絵
石川麻央
安田景輔
西川誠志
松尾宏之彦
甘粕和彦

特別委員会

行政改革等特別委員会（12人）

- 社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応した質の高い行政サービスを提供するとともに、簡素で効率的かつ民主的な市政の実現を推進する

◎ 有賀正義
○ 町田輝佳
大矢徹
柳沢潤次
松長由美絵
石川麻央
山口政哉
安田景輔
今井みきこ
谷津英美
友田宗也
森井健太郎

災害対策等特別委員会（12人）

- 地震、津波、風水害、都市災害及び厚木基地による航空機の騒音等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、災害の拡大防止と被害の軽減を図る

◎ 西智
○ 吉松巳希
土屋俊則
桜井直人
竹村雅夫
栗原貴司
井上裕介
佐野洋美
平川和里
神尾江幸
安藤好代
東木久代

藤沢都心部再生・
公共施設再整備特別委員会（12人）

- 藤沢都心部における都市機能の強化及び基盤施設の再構築並びに庁舎を初めとする公共施設の機能更新・再整備を図る

◎ 石井世悟
○ 西川誠志
味村耕太郎
加藤彩野
原田建子
小池恵子
佐賀和樹
柳田あゆ
須田一行
松尾宏之彦
甘粕和彦
塚本昌紀

議会運営委員会

議会運営委員会（10人）

- 議会の運営
- 議会の会議規則、委員会に関する条例等
- 議長の諮問事項への対応

に関することなど

◎西 智
○神 尾 江 里
石 井 世 悟
佐 賀 和 樹
柳 沢 潤 次
須 田 一 行
吉 松 巳 希
今 井 みきこ
有 賀 正 義

議会基本条例に基づく委員会

広報広聴委員会（11人）

- 議会報の編集、発行
- 議会報告会等の開催
- 議会ホームページの運用
- 市民の意見把握

に関することなど

◎栗 原 貴 司
○安 田 景 輔
加 藤 彩 野
小 池 恵 子
町 田 輝 佳
柳 田 あ ゆ
佐 野 洋
松 尾 宏 之
友 田 宗 也

みなさんと市議会

傍 聴

本会議・委員会は公開されており、どなたでもその様子を見ること（傍聴）ができます。傍聴は市議会活動に触れる最も身近な方法です。また、自分の選んだ議員がどのような活動をしているのかを目の前で見ることできます。傍聴の申し込みは当日に議会局で受け付けています。

なお、聴覚、音声又は言語機能に障がいのある方等に対して、手話通訳、要約筆記（手書きによるノートテイク）及び難聴者用ヒアリングループ専用受信機の貸出しを行っています。申し込み方法等については事前に議会局にお問い合わせください。



傍聴席

藤沢市議会議員

議席順 令和7年6月5日現在
()内の数字は当選回数
※任期は令和9年4月30日まで



1. 土屋 俊則
(日本共産党藤沢市議会議員団)
<4>

〒251-0001
西富
TEL 50-2429



2. 味村耕太郎
(日本共産党藤沢市議会議員団)
<3>

〒251-0877
善行団地
TEL 47-8552

3. 加藤 彩野
(日本共産党藤沢市議会議員団)
<1>

〒251-0037
鵠沼海岸
TEL 25-4776



4. 原田 建
(アクティブ藤沢)
<4>

〒251-0032
片瀬
TEL 090-5449-1160

5. 小池 恵子
(市民クラブ藤沢)
<1>

〒251-0003
柄沢
TEL 50-2230



6. 石井 世悟
(市民クラブ藤沢)
<2>

〒251-0875
本藤沢
TEL 090-7823-8623



7. 西 智
(市民クラブ藤沢)
<3>

〒251-0016
弥勒寺
TEL 090-9329-2224



8. 桜井 直人
(市民クラブ藤沢)
<5>

〒252-0801
長後
TEL 44-5404



9. 佐賀 和樹
(市民クラブ藤沢)
<7>

〒251-0038
鵠沼松が岡
TEL 27-6411



10. 竹村 雅夫
(民主クラブ)
<5>

〒251-0052
藤沢
TEL 22-5528



11. 大矢 徹
(民主クラブ)
<4>

〒251-0031
鵠沼藤が谷
TEL 47-8255



12. 柳沢 潤次
(日本共産党藤沢市議会議員団)
<9>

〒252-0801
長後
TEL 43-4175

13. 町田 輝佳

(市民クラブ藤沢)

<1>

〒251-0027
鵜沼桜が岡
TEL 090-4026-6120



14. 栗原 貴司

(市民クラブ藤沢)

<2>

〒251-0024
鵜沼橘
TEL 090-2527-0231

15. 松長由美絵

(市民クラブ藤沢)

<2>

〒251-0047
辻堂
TEL 34-2639



16. 石川 麻央

(市民クラブ藤沢)

<1>

〒252-0804
湘南台
TEL 090-7180-3857

17. 山口 政哉

(市民クラブ藤沢)

<3>

〒251-0035
片瀬海岸
TEL 22-5452



18. 井上 裕介

(市民クラブ藤沢)

<5>

〒251-0015
川名
TEL 29-5111

19. 柳田 あゆ

(民主クラブ)

<1>

〒251-0033
片瀬山
TEL 26-1144



20. 安田 景輔

(民主クラブ)

<1>

〒251-0011
渡内
TEL 24-8517

21. 須田 一行

(民主クラブ)

<1>

〒251-0011
渡内
TEL 090-3043-9084



22. 佐野 洋

(湘風維新無所属の会)

<2>

〒252-0825
鵜沼
TEL 52-8561

23. 吉松 巳希

(湘風維新無所属の会)

<1>

〒251-0047
辻堂
TEL 080-6333-5906



24. 西川 誠志

(湘風維新無所属の会)

<1>

〒251-0053
本町
TEL 65-3310

25. 松尾 宏之

(藤沢市公明党)

<1>

〒251-0877
善行団地
TEL 41-9456



26. 今井みきこ

(藤沢市公明党)

<1>

〒251-0032
片瀬
TEL 27-5256

27. 平川 和美

(藤沢市公明党)

<3>

〒252-0813
亀井野
TEL 82-1127



28. 神尾 江里

(民主クラブ)

<2>

〒251-0046
辻堂西海岸
TEL 080-6527-6904

29. 谷津 英美

(民主クラブ)

<2>

〒251-0025
鵜沼石上
TEL 25-8287



30. 安藤 好幸

(民主クラブ)

<2>

〒252-0881
土棚
TEL 45-4525

31. 友田 宗也

(湘風維新無所属の会)

<4>

〒251-0041
大庭
TEL 090-1808-9276



32. 有賀 正義

(湘風維新無所属の会)

<5>

〒251-0045
辻堂東海岸
TEL 34-0435

33. 甘粕 和彦

(湘風維新無所属の会)

<2>

〒251-0004
藤が岡
TEL 22-6617



34. 森井健太郎

(無所属藤沢)

<1>

〒251-0035
片瀬海岸
TEL 070-9144-5410

35. 東木 久代

(藤沢市公明党)

<4>

〒252-0815
石川
TEL 090-8561-9667



36. 塚本 昌紀

(藤沢市公明党)

<6>

〒251-0861
大庭
TEL 86-2058

議会改革の取組

藤沢市議会では、平成25年2月に制定した「藤沢市議会基本条例」に基づき、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営を推進するよう努めています。

具体的な取組の一つとして、議員が市民に議会活動等を報告し、市民の意見を把握する「議会報告会（カフェトークふじさわ）」があります。令和6年度は※ワールドカフェ形式の「カフェトークふじさわ」を開催し、「藤沢駅周辺のまちづくりを考えよう！」をテーマに、議員と市民が活発な意見交換を行いました。

※ワールドカフェとは、カフェのようなリラックスした雰囲気の中で小グループをつくり、メンバーをかえながら話し合う手法です。



「カフェトークふじさわ」の様子（令和6年11月開催）

市民に開かれた市議会

藤沢市議会では審議の様子などを広く公開し、市民に開かれた市議会として様々な取組を行っています。

藤沢市議会のホームページ

<http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp/>



ホームページ画面

市議会のあらまし、議員の名簿、会議録やふじさわ市議会だより、定例会の日程や議案などを掲載しています。



インターネット中継



インターネット中継画面

藤沢市議会のホームページでは、本会議・常任委員会・特別委員会等の模様を生中継及び、録画配信しており、パソコン・スマートフォン等から視聴することができます。



市民に開かれた市議会

ふじさわ市議会だより

議会活動を広く周知するため、ふじさわ市議会だよりを年4回発行し、各家庭への配布や市民センター等で配架をしています。予算・決算審査のあらまし、代表質問・一般質問と答弁、常任委員会・特別委員会の審査内容、議案等審議結果一覧などを掲載しています。



※令和6年4月25日発行のふじさわ市議会だよりから「市民に分かりやすく手に取りやすい議会だより」とするためリニューアルをしています。

※目の不自由な方や読みづらい方のために、点字版や音声版（CD、カセットテープ）を作成し、希望者に送付しています。



藤沢市議会史

市制・町村制以後の藤沢町会・市会・市議会と時代の変遷に従って展開された行政を背景に、議会活動・住民運動等を客観的に記述した「藤沢市議会史」を編さんしています。これまで、市制施行の節目の年にあわせて昭和45年、平成2年と編さんしており、その後となる平成の時代をまとめるため、令和元年10月から



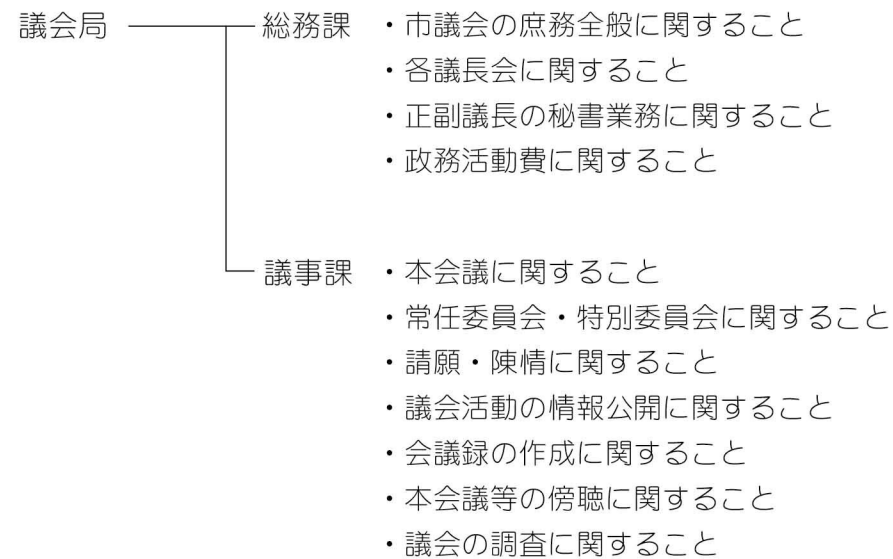
編さん作業を進め、3年度には議会史（資料・年表編）のデジタル版を完成させ、4年度に記述編を刊行しました。内容は議会ホームページで閲覧できるほか、冊子は市民相談情報課、文書館にて有償頒布しています。（1冊3,500円）



議会局

市議会が十分活動できるように事務局が置かれています。

本会議や委員会の議事運営を補助したり、会議録の作成や各種調査、議会だよりの発行、議会全般の庶務などを行っています。



はじめに

私たちの住む藤沢を、快適で住み良い“まち”とするためには、市民、市長、市議会が一体となって“まちづくり”を進めていくことが大切です。

市議会は市民の代表として多くの声を集め、市政を発展させていく上で、その役割はますます重要となっています。

この「しおり」を通して、少しでも多くの市民の方々に市議会を知っていただき、市議会がみなさんの身近なものとなるよう願っています。

藤沢市議会議会議局